

令和6年11月農業委員会総会議事録

令和6年11月25日午後3時00分、令和6年11月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25 名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	3 番	岩谷 裕子	委員
4 番	佐藤 修司	委員	5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員
7 番	種澤 達也	委員	8 番	町田 高司	委員	10 番	三上 浩太	委員
11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田 桐 明	委員	13 番	石岡 人志	委員
14 番	福士 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員	16 番	木村 芳文	委員
17 番	平井 秀樹	委員	18 番	成田 繁則	委員	19 番	佐藤 剛郎	委員
20 番	大湯茂八郎	委員	21 番	戸澤 幸彦	委員	22 番	高橋 貴志	委員
23 番	田村眞裕美	委員	24 番	成田 毅	委員	25 番	髙森 弘義	委員
26 番	前田 優考	委員						

欠席委員 1 名

9 番 石岡千鶴子 委員

出席事務局 10 名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局農地調整係長	曾根奈美子
事務局総括主幹兼総務係長	高橋 貢	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局総括主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏	事務局農地利用促進係総括主査	岡本健太郎

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議 事

議案第 52 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 53 号	農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 54 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 55 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 56 号	目標地図素案の決定について

報告第 37 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 38 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 39 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 40 号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 6 年 11 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりをお願いいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。9 番石岡千鶴子委員 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。14 番富士章逸委員、15 番小嶋勇成委員、16 番木村芳文委員、以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 52 号を議題といたします。議案第 52 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。

議案第 52 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 129 m²、畑 8 件 22,694 m²、合計 9 件 22,823 m²であります。また、使用収益権関係では、田 9 件 36,193 m²、畑 2 件 22,716 m²、合計 11 件 58,909 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 8 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、藤田善明委員、岩谷裕子委員、佐藤修司委員、それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 112 番について申し上げます。譲受人は関東地方で会社員をしておりましたが、弟の死亡により、自身が農地を引き継ぐこととし、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 115 番について申し上げます。譲受人は現在、市が実施する里親研修を行っており、いちご農家としての就農を目指しておりますが、今回、農地の流動化情報を活用し農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は研修先の農家の指導の下、いちごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しな

調査委員長	いと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第52号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第52号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第52号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第53号を議題といたします。議案第53号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	13ページをお開き願います。議案第53号は、「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田1件98㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。15ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号8番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の2分の1以内の拡張」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第53号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第53号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 53 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 54 号を議題といたします。議案第 54 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

17 ページをお開き願います。議案第 54 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 12,232 ㎡、畑 3 件 6,952 ㎡、合計 6 件 19,184 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 18 件 80,292 ㎡、畑 274 ㎡、合計 18 件 80,566 ㎡で農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。21 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 32 番から 25 ページ受付番号 49 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第 54 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 54 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 54 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 55 号を議題といたします。議案第 55 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

27 ページをお開き願います。議案第 55 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

事務局次長	今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 9 件 20,866 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 10,742 ㎡であります。今回提出されました 10 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす受入との調整にあたった結果、売買 9 件、貸借 1 件が整ったものであります。32 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 14 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。以上であります。
議 長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
岩谷裕子委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (岩谷裕子委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 31 ページ、所有権関係、受付番号 116 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 55 号のうち、所有権関係、受付番号 116 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 55 号のうち、所有権関係、受付番号 116 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。岩谷委員の着席をお願いします。 (岩谷裕子委員着席)
議 長	それでは、議案第 55 号のうち、所有権関係、受付番号 116 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 55 号のうち、所有権関係、受付番号 116 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 55 号のうち、所有権関係、受付番号 116 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 56 号を議題といたします。議案第 56 号は、「目標地図素案の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。議案第 56 号は、「目標地図素案の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図の素案について、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいので、審議を求める

事務局次長

ものであります。今後人口減少の本格化により、農業者の減少などで地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集積、集約化等に向けた取組を加速化させるため、国は、これまでの人・農地プランを法定化し、目指すべき将来の姿を明確にした、農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる「地域計画」を全国の市町村が策定する内容の法改正を行い、令和5年4月に施行されております。この地域計画は、地域農業のおおむね10年後の将来の在り方について、地域での話し合いにより策定されますが、計画の中では、地域の農地1筆ごとに誰が利用し、どう集約するかなどの農地利用の目標を地図において示すこととされております。また、この目標地図につきましては、法律の定めにより、農業委員会が市から素案作成の依頼を受けて、市へ提出することとされております。作成依頼を受けてのこれまでの対応であります。作成に当たっては、法令により、「農地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向を勘案する」とあることから、令和5年度において、市内の農地を所有又は借受等により耕作権を有する13,026世帯に「今後の農業経営意向に関する調査」を行っております。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様のご尽力から、およそ76パーセントに当たる9,945世帯の意向を把握し、これを基に、市内の市街化区域を除く全農地約85,000筆、約15,300ヘクタールについて、1筆ごとに10年後の農業を担う者を検討するため国の地図作成システムを活用し、原案を作成しております。その後、市が7月から8月に開催した「地域計画に係る協議の場」に原案を提示し、地区の方々の意見を反映させるなどの修正を重ねて、本日の総会にお諮りするものであります。このあと、皆様に地図のほうを確認していただきますが、先に、議案の34ページで内容を総括してご説明いたします。記載してある内容ですが、縦に市から依頼を受けた区割りである10地区が示されております。また、横に地区の農地の筆数、面積、そして目標地図素案に農業を担う者として位置付けられた農地の筆数と面積を比較できる形で記載しております。地区については、個々に申し上げますが、一番下に記載してあります、市全体といたしまして、農地の筆数が84,918筆、面積をヘクタールで申し上げますと15,361ヘクタールに対して、目標地図素案に農業を担う者として位置付けられた農地の筆数が62,856筆、面積が11,874ヘクタールであります。以上であります。

議長

それでは10分間休憩します。この間に各委員は、掲示されている目標地図素案の確認をお願いいたします。会議の再開を3時36分としますので、それまでに着席してください。

(目標地図素案の確認)

議長

それでは会議を再開します。まず、農地集積推進委員会の報告をお願いします。

農地集積推進委員長

本日総会に提案されている議案について、去る11月13日に農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田高司副委員長、佐藤修司委員、石岡人志委員、金田公隆委員、そして私、岩谷が出席し、目標地図の素案について内容を検討しております。委員会では、すべての地区において、地図及び付随する対象農地の耕作予定者を合わせて確認をいたしました。今年度は、地図作成の初年度である中で、意向がわからない農地や農業を担う者を位置付けられない農地はありますが、法令に定める農地所有者等の意向が、およそ76パーセント把握できている内容であることや、これまでの「地域計画に係る協議の場」の内容が正しく反映されたものであることから、本素案は妥当なものと判断いたしました。なお、この目標地図素案は毎年度、更新を重ねることとされており、農地集積推進委員会といたしましては、今後も引き続き、委員の皆様のご協力をいただきながら、意向把握ができていない農地所有者等の調査を進めるとともに、「今後、活用が見込めない農地」の非農地判断を適正に行うなどにより、地図のフォローアップに努めて参りたいと考えております。以上であります。

議 長	それでは、議案第 56 号について御審議願います。御質問等ございませんか。はい、21 番。
戸澤幸彦委員	これ、次回もし出るようであればですね、パーセンテージで出していただくこと ってできるものですかね。ちょっと数字ばかりで私の頭ではちょっと計算しづら くて。もしできたらそうしていただきたいんですけども。
議 長	はい。
主幹兼農地利用 促進係長	パーセンテージ、ちょっと書いてなかったんですけども、そうすれば、次の更 新の際の議案には、パーセンテージを入れたものにします。
議 長	他にありませんか。はい、17 番。
平井秀樹委員	今回まとまったのがこの地図になっているということで、来年以降また毎年更新 をしていくというふうな話だったんですけど、更新というのはやっぱりまた同じよ うにアンケートをとって、更新していくということでよろしいでしょうか。
主幹兼農地利用 促進係長	はい。毎年度更新するんですけども、今年度はですね、昨年度の意向調査で、 未回答の方の世帯と新規就農の方と、相続で新たに農地を取得した方に対して、今 年度の意向調査を行います。後で事務局連絡の方でその辺もお話する予定になって おりましたので、後でまたお話ししますので。
平井秀樹委員	そしたらまた、回答が来てないところには、我々が行って、調査しに行くという ことですか。
主幹兼農地利用 促進係長	未回答の方に対しては、また農業委員さん、推進委員さんの方にですね、戸別訪 問調査をお願いする予定となっておりますので、後ほどまた事務局連絡の方で、 ご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい。
平井秀樹委員	連絡が来ていない人たちのところの補足というか、埋めるというのはそれは必要 ですけども、やっぱり今、農家が高齢化してて、5 年先というのをきちっとこう考 えてるのかな、というふうなところが結構ありまして、特にそのりんご畑の方が。 現状維持でっていうふうな所がうちの地区にはかなりあるんですけども、これ、5 年後に共防がなくなりそうだなみたいな感じで、担い手が本当に少なくなってる状 態で。回答をもらってるところでも、やっぱり 2・3 年したらもう、随分変わって くるんじゃないのかなというふうに思うんですね。みんなやるつつうのはなかなか 大変なことでしょうけども、その時と今とはまた違うっていうふうになる所も結構 あると思うので、そこのところの意見というか、その意向も汲めるようなやり方で やってもらったらいんじゃないかなと、思うんですけど、どうでしょうか。
議 長	はい。お願いします。
主幹兼農地利用 促進係長	確かに今、去年行った調査は 10 年後の意向ということなんですけども、確かに その時は、10 年後は規模縮小、現状維持とかで回答したと思うんですけど、体調 壊してとか、手放したいとかっていう方もいらっしゃると思うので、そういう方 は、今後も各地区で協議の場っていうのを開催しますので、もしその際に、例えば いらしていただいて、その内容を変更することとかはできるので。
平井秀樹委員	その協議の場に集まる人がすごい少ないんですよ、この集落座談会やってる所に

平井秀樹委員	はね。そこにいっぱい人集まってやってるんであれば、特に問題ないんですけど、そうではないことが結構多くて。なので、その意向を吸い上げる方法という、ちょっと工夫してやって欲しいなと思いました。以上です。
議 長	はい、次長。
事務局次長	貴重なご意見ありがとうございます。確かに目標地図、先ほども説明で申し上げましたけれども、意向というのは本当に大事なものです。そのやり方につきましてではですね、同じものが実際農家に行くので、2年・3年とまた来たかって思われる場合もあるかもしれませんし、やっぱ必要だって思う、2つの意見、農家の皆さんもあると思うので、その辺をちょっとこう考えながらですね、良い意向を反映した地図ができるように進めていきたいと思います。以上です。
議 長	他にありますか。 (な し)
議 長	議案第 56 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 56 号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、報告第 37 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。報告第 37 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 28,853 m ² 、畑 7 件 34,756 m ² 、合計 13 件 63,609 m ² であります。なお、届出理由につきましては、37 ページから 38 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 37 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 38 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	39 ページをお開き願います。報告第 38 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が田 1 件 454 m ² 、畑 3 件 736.99 m ² 、合計 4 件 1,190.99 m ² であります。また、5 条関係が畑 1 件 882 m ² であります。なお、届出理由につきましては、41 ページから 42 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 38 号について、御質問等ございませんか。 (な し)

議 長

次に、報告第 39 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

43 ページをお開き願います。報告第 39 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 42,308 ㎡、畑 3 件 29,473 ㎡、合計 12 件 71,781 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、45 ページから 46 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 39 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 40 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

47 ページをお開き願います。報告第 40 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 21 筆 12,478 ㎡、畑 110 筆 219,507 ㎡、合計 131 筆 231,985 ㎡であります。以上であります。

議 長

報告第 40 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 51 分]